

妊婦のための支援給付のご案内

小矢部市では、全ての妊婦と子育て世帯が、安心して妊娠期から出産、子育て期を過ごすことができるよう、一貫して身近で相談・支援に応じる「妊婦等包括相談支援事業」と、子育て世帯への経済的支援として「妊婦のための支援給付」の支給を一体的に実施します。

○妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)について

妊娠婦や子育て家庭に寄り添い、様々な不安を解消するため、「妊娠届出時」、「妊娠 8 か月頃」、「出産後」の計 3 回、保健師、助産師が面談を行います。出産、育児等の相談に応じ、ニーズに応じて支援します。

○妊婦のための支援給付について

妊娠届出時と出産後の 2 回に分けて支給します。

1 回目の支給後、出産前に小矢部市外に転出された場合、2 回目の支給は転出先市町村となります。

○相談支援と支援給付の流れ

	相談支援	支援給付
妊娠届出時 	アンケートに基づき、保健師、助産師が妊婦と面談を行います。	1 回目 妊婦給付認定申請書を提出します。 申請後、5 万円を支給します。 【持ち物】妊婦名義の通帳
妊娠 8 か月頃 	アンケート（水色）を送付します。 返信用封筒または Web でご回答ください。 ご希望に応じ、保健師が面談します。	
出産後 	アンケートに基づき、保健師、助産師が産婦さんと面談を行います。 面談の機会とは下記からお選びください ア) 新生児訪問 イ) こども家庭課窓口 ウ) こどもの健康相談会 (毎週火曜：午前 9 時 30 分～11 時) エ) ほ～っとサロン (毎週金曜：午後 2 時～3 時)	2 回目 妊婦給付認定申請書（2 回目・胎児の数の届出書）を提出します。 申請後、お子さん一人あたり 5 万円を支給します。 ※令和 7 年 4 月 1 日以降に流産・死産等でお子さんを亡くされた方（妊娠届出前に流産を経験された方を含む）も申請頂けます。 詳しくは、こども家庭課までご相談ください。

【問い合わせ】

小矢部市こども家庭センター（こども家庭課内）

T E L 0766-67-8603

（小矢部市鷺島 15 番地 総合保健福祉センター内）

R7 年度